

千葉県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等実施要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行並びに千葉県建築関係手数料条例に基づく建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料の免除に関する規則（平成28年千葉県規則第35号。以下「規則」という。）による認定申請手数料等の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるもののほか、法、政令及び省令並びに規則の規定による。

- (1) 省エネ基準 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (2) 性能向上計画認定 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る法第30条第1項の規定に基づく認定をいう。
- (3) 誘導基準 法第30条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。
- (4) 基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- (5) 技術的審査 法第30条第1項各号の基準に適合するかどうかを審査することをいう。

(性能向上計画認定の申請)

第3条 性能向上計画認定の申請をしようとする者は、建築物エネルギー

一消費性能向上計画認定申請書（省令様式第二十七）の正本及び副本に、それぞれ省令第20条第1項に規定する図書のほか、第16条第1項に定める図書を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項において、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合、その技術的審査を行った登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が審査を終了した旨が判別できる図書とする。

3 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、性能向上計画認定の申請と併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう所管行政庁に申し出ようとする者は、同項の規定による確認の申請書の正本二通及び副本一通を、性能向上計画認定の申請に併せ、提出するものとする。

（構造計算適合性判定の対象となる場合の添付書類）

第4条 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、前条第3項の申出をしようとする者は、当該性能向上計画認定の申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の対象となるときは、法第30条第2項に規定する確認の申請書に、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写し及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の12に規定する図書を添えて行うものとする。ただし、同法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、同法第6条第4項に規定する審査をする場合は、この限りでない。

（所管行政庁から建築主事への計画の通知）

第5条 法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による所管行政庁から建築主事への通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書（様式第1号）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて行うものとする。

（建築主事から消防長等へ同意を求める通知）

第6条 第3条第3項による申出及び前条による通知を受けた建築主事は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定により、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査する場合においては、消防長又は消防署長に同意を求めるものとする。ただし、当該通知に係る建築物が建築基準法第93条第1項ただし書の規定に該当する場合においては、この限りでない。

2 建築主事は、前項による同意を求めるときは、消防長又は消防署長の同意を求め通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 消防長又は消防署長が前項の規定によって同意を求められた場合においては、建築基準法第93条第2項の規定を準用するものとする。

4 第1項ただし書の規定に該当する場合は、第3条第3項の規定中「正本二通」とあるのは、「正本一通」と読み替えるものとする。

（性能向上計画認定の審査）

第7条 市長は、性能向上計画認定の申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

2 市長は、性能向上計画認定の申請の内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に認定しない旨とその理由を、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定しない旨の通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（1）申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められたとき

（2）性能向上計画認定の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省エネ基準に適合せず、又は、誘導基準に適合しないと認めたとき

（3）建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が法第3条第1項に規定する基本方針に照らして適切でないと認めたとき

（4）エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものでないと認めたとき

(5) 性能向上計画認定の申請に係る建築物又はその敷地内に存する既存の建築物が、建築基準法に適合していないと認めるとき

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、省令第25条に定める軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第4号)に、第3条第1項に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に届け出るものとする。ただし、次条に規定する軽微変更該当証明申請書を提出する場合にあっては、軽微な変更届に代えて、軽微変更該当証明申請書を提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第9条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、省令第28条に定める軽微な変更に該当していることを証する証明書の交付を市長に求めるときは、軽微変更該当証明申請書(様式第5号)の正本及び副本に、それぞれ第3条第1項に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、申請に係る変更の内容が省令第25条の軽微な変更に該当していると認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微変更該当証明書(様式第6号)を交付するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請)

第10条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書(省令様式第三十五)の正本及び副本に、それぞれ第3条第1項に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

2 第3条第2項、第3項、第6条各項及び第7条各項の規定は、市長が前項の規定による申請を受けた場合について準用する。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る完了報告)

第11条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の工事が完了したときは、法第32条の規定に基づき、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物

の新築等の工事が完了した旨の報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる図書等を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 建築士法施行規則第17条の15に定める工事監理報告書
- (2) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項、第18条第22項又は第18条第26項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の報告に係る建築物の部分に、確認済証の交付を受ける必要のない部分がある場合においては、当該部分について、前項（2）に規定する検査済証を添えることを要しない。

3 第1項の報告に係る建築物が建築士法第3条第1項、同法第3条の2第1項及び同法第3条の3第1項にそれぞれ掲げる用途、規模及び構造の区分に該当する場合においては、当該区分に応じて定められた資格を有する建築士が、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の建築工事が完了したことを確認するものとする。

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る状況の報告）

第12条 認定建築主は、法第32条の規定による報告（前条による報告を除く。）を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告書（様式第8号）に必要な図書を添えて、市長に報告するものとする。

（認定建築主に対する改善命令）

第13条 法第33条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（様式第9号）によるものとする。

（性能向上計画認定の取消し）

第14条 法第34条の規定による認定の取消しは、性能向上計画の認定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（延べ面積に算入しないものとなる設備を設ける部分）

第15条 建築物の床面積のうち、誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合において、法第35条により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しな

いものとなる、政令第7条及び平成28年国土交通省告示第272号で定める設備を設ける部分は、壁で囲われた当該設備の専用室とし、当該部分の床面積は、当該壁の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。ただし、当該設備を設けるために必要な範囲において、他の部分と明確に区画されている場合には、当該設備を設けるために区画されている部分の床面積とすることができる。

(性能向上計画認定の申請に関し市長が必要と認める図書)

第16条 性能向上計画認定の申請に関し、省令第20条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該申請に係る建築物について、次の表のアからエの区分に応じ、それぞれ(イ)欄に定めるもの

	(ア)	(イ)
ア	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合	当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
イ	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合	登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
ウ	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）（日本住宅性能表示基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定により定められた日本住宅性能表示基準をいう。以下同じ。）に基づ	当該評価書の写し

	く断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 に適合している場合に限る。) の交付を受けた場合	
エ	基準省令第 10 条第 1 号ただし書又は第 2 号ただし書の規定にそれぞれ定めるエネルギー消費性能を有することを国土交通大臣が認める方法により確かめられた場合	当該確認に必要な図書

(2) 次のアからエに掲げるもの

ア 性能向上計画認定の申請に係る建築物の工事に着手する前に、建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けなければならない場合又は法第 30 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、次の（ア）及び（イ）に掲げるもの

（ア）当該申請に係る建築物及び既存の建築物に関する、確認申請図書等との照合に関する報告書（様式第 11 号）

（イ）当該申請に係る建築物の確認済証の写し

イ 法第 35 条の規定により容積率の特例を受ける場合においては、当該申請に係る建築物の敷地内に存する既存の建築物又は既存の建築物の部分に関する検査済証の写し

ウ 委任状

エ その他市長が必要と認める図書

2 性能向上計画認定の申請に係る建築物の部分に、確認済証の交付を受ける必要のない部分がある場合においては、当該部分について、前項（2）ア（ア）に規定する図書を添えることを要しない。

3 法第 35 条の規定により容積率の特例を受ける場合においては、第 1 項（2）ア（イ）に規定する確認済証の写しを、確認済証の交付を受けた後速やかに提出するものとする。

4 法第 30 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場

合においては、第1項及び前項の規定にかかわらず、第1項(2)ア(イ)に規定する確認済証の写しを添えることを要しない。

5 市長が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして認めるときは、性能向上計画認定の申請に係る建築物の敷地内に存する既存の建築物又は既存の建築物の部分について、第1項(2)イに規定する検査済証の写しを添えることを要しない。

6 申請に係る建築物及び既存の建築物が建築士法第3条第1項、同法第3条の2第1項及び同法第3条の3第1項にそれぞれ掲げる用途、規模及び構造の区分に該当する場合には、第1項(2)ア(ア)に規定する、確認申請図書等との照合に関する報告書(様式第11号)は、当該区分に応じて定められた資格を有する建築士が確認したことを記載したものとする。

(認定建築主変更届)

第17条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の工事が完了する前に当該建築物の認定建築主の名義に変更があったときは、変更前の認定建築主と変更後の認定建築主が連署して、認定建築主変更届(様式第12号)に当該建築物の認定通知書を添えて市長に届け出るものとする。認定建築主の住所又は氏名に変更があったときも同様とする。

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の工事が完了し、当該計画に係る建築物が譲渡された場合にあっては、譲渡を受けた所有者を変更後の認定建築主とし、変更前の認定建築主と変更後の認定建築主が連署して、認定建築主変更届(様式第12号)に当該建築物の認定通知書を添えて市長に届け出るものとする。認定建築主の住所又は氏名に変更があったときも同様とする。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、認定建築主変更届受理通知書(様式第13号)により、変更後の認定建築主に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第18条 認定の申請書を提出した申請者は、市長が当該申請について認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様

式第14号)を市長に届け出るものとする。

- 2 軽微変更該当証明書の申請者は、市長が当該申請について証明書を交付する前に当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ届(様式第15号)を市長に提出するものとする。

(性能向上計画認定の申請の取りやめ)

- 第19条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめ届(様式第16号)に認定通知書を添えて、市長に届け出るものとする。

(台帳の整備)

- 第20条 市長は、建築物省エネ台帳を整備し、性能向上計画認定の申請のあった事項を記載するものとする。

(認定申請手数料等の免除)

- 第21条 規則第2条の各号の場合に応じ、規則第3条の必要な書類をそれぞれ次の表のイ欄に定める。

	ア	イ
(1)	規則第2条第1号の場合	災害対策基本法第90条の2に規定する罹災証明書の写し
(2)	規則第2条第2号の場合	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製さ

れた用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。